

シカゴ弁護士会・在日米国商工会議所との共催セミナー 「国境を超える E-Discovery への法務対策」

国際委員会委員 豊田 尚宏 (64 期)

1 はじめに

2013年3月22日、弁護士会館クレオにおいて「国境を超える E-Discovery への法務対策」というテーマで、2007年に当会と友好協定を締結したシカゴ弁護士会及び在日米国商工会議所 (ACCJ) との共催、Japan In-house Counsel Network の協力でセミナーが行われた。海外に進出する日本企業において米国との取引は切っても切り離せないものとなっているが、そのことは同時に訴訟リスクも抱えることとなる。米国の民事訴訟において、当事者は事件に関連する全情報の開示が求められる。Discovery (= 情報開示) 制度とはこのような法制度である。この情報を電子データに絞ったものが、本セミナーのテーマとする E-Discovery (Electronic Discovery) 制度である。直前にテーマが決まったにもかかわらず、会場一杯の170名を超える参加者があり、各人の関心の高さをうかがわせた。シカゴ弁護士会会長の Aurora N. Abella-Austriaco 氏のご挨拶のもと、セミナーは始まった。

2 基調講演

最初の講演者 Jack Walker 氏 (米国弁護士、シカゴ弁護士会) からは、「電子ディスカバリーのプロセス」と「個人情報プロセスにどのような影響をもたらすのか」の2点を中心に概括的な説明がなされた。その中では、一般的に Eメールやフェイスブックなどのコミュニケーション情報の管理が不十分なことが多いこと、情報を一元的に管理する要請とコスト削減の要請との狭間で個人情報を分類する情報ソフトも実務に耐えうるほど進化してきていることなどの実情などが示された。

次の講演者の橋本豪氏 (外国法事務弁護士、第一東京弁護士会) からは、日本の訴訟手続と米国の訴訟手続の違い、Discovery で要求される情報の範囲、訴訟ホールド (=

訴訟等の可能性がある判断された段階に関連した全ての資料・情報をそのままの状態に安全に保存するというプロセス) の意義などに力点を置いた説明がなされた。

最後の講演者の吉井重治氏 (ユニゾン・キャピタル株式会社) からは、E-Discovery にかかるコストが増大化傾向にあること、E-Discovery を支援する会社の活用的重要性などの説明がなされた。とりわけ、翻訳コストの大きさを強調されていた。

3 パネルディスカッション

早川吉尚会員 (当会国際委員会副委員長) のコーディネートのもとで、基調講演者3名に、Dan Levison 氏 (ACCJ, 外国法事務弁護士、第二東京弁護士会)、Scott Nonaka 氏 (ACCJ, 外国法事務弁護士、第二東京弁護士会) の2名が加わり、パネルディスカッションが行われた。その中では、日本の殆どの会社に文書管理規程がないこと、企業の組織構造改革の必要性、社員の啓発の重要性などについて熱心な議論が交わされた。

4 終わりに

3時間のセミナーであったが、時間を感じさせない中身の濃いものとなった。特に印象的であったのは、日本と米国のファイリングシステムが全然違うということである。終身雇用を前提とした属人的な情報管理がなされていることが多い日本と比べ、途中で辞めることが前提となっている米国では情報の一元管理が徹底されているとのことであった。日本企業が今後米国を初めとする海外と取引する場面はますます増えると思われるが、取引を円滑に進めるには、言葉の問題だけでなく企業としての文書に対する意識改革も大切であることを痛感させられた。

*表紙裏にカラー写真掲載